

日本版スチュワードシップ・コードに対する取組みの自己評価

原則1：機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである

- MFS インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）は、2020年3月の「日本版スチュワードシップ・コード再改訂版」を2020年9月に受け入れ、機関投資家としてスチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、各原則にかかる取組みについて当社ウェブサイトで公表しています。
- 当社を含む MFS グループ（以下「MFS」という。）は、投資先企業のカバナンスやビジネス慣行にプラスの影響を与えるための集团的エンゲージメントに加え、責任投資原則（PRI）、米機関投資家団体（ISG、スチュワードシップ及びコーポレート・ガバナンスを推進）、アジア・コーポレート・ガバナンス協会（ACGA）、従業員管理の情報開示を要求する共同イニシアチブ（WDI）、現代奴隷制と人身売買に反対する投資家（IAST-APAC）、CDP等のESGテーマに関する協働的な取組みを促進・調整する様々な組織やイニシアティブ、ワーキング・グループに積極的に加盟・参加しています。

（関連リンク）

スチュワードシップ活動に関する表明：

<https://www.mfs.com/ja-jp/institutions-and-consultants/insights/sustainable-investing/stewardship-activities.html>

原則2：機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

- 当社は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反についての明確な方針を策定し、その概要について記載した「顧客本位の業務運営に関する原則」を当社ウェブサイトで公表しています。
- 議決権行使における利益相反を回避するため、「MFS 議決権行使に関する方針及び手続」において、MFS がお客様の代理として議決権を行使する上で生じると考えられる、MFS またはその関係者による潜在的かつ重大な利益相反を回避する方法について定めています。当該方針及び手続を当社ウェブサイトで公表しています。
- 当社のお客様、販売会社、主要取引先で開催された株主総会における議決権行使の意思決定にかかるモニタリングにおいて、利益相反に関する問題は認められませんでした。

（関連リンク）

顧客本位の業務運営に関する原則：

https://www.mfs.com/content/dam/mfs-enterprise/mfscom/toshin/fiduciary_duty_202206.pdf

議決権行使に関する方針及び手続：

<https://www.mfs.com/ja-jp/institutions-and-consultants/insights/sustainable-investing/proxy-voting-policies-procedures.html>

原則 3 : 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてステュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである

原則 4 : 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的をもった対話」を通じて、投資先企業との認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである

- MFS では、お客様の資本を責任を持って配分することにより、お客様の長期的な経済目標を達成することを目指しています。MFS は、アクティブ・マネジャーとして、長期志向の運用戦略を採用しており、一つの市場サイクルを通じて価値を創造することを可能とするために必要なファンダメンタルズ、競争上の優位性、及び持続可能性を有していると考えられる企業に投資します。グローバルに一体化された「グローバル・リサーチ・プラットフォーム」が、MFS の運用プロセスの基盤となっています。世界の主要な金融センター9 か所に配したリサーチ拠点に所属する運用プロフェッショナルは、地域を跨いだ 8 つのグローバル・セクター・チームに分かれて活動しますが、そこでの活動の成果は最終的に統合され、運用プロフェッショナル全体で共有されます。
- MFS はアクティブ・マネジャーとして、お客様に持続可能で長期的な価値を提供できる投資機会を見つけることを常に追求してきました。MFS では、企業の経営陣や他のステークホルダーに必要な注意を払うよう促すには、発行体とのオープンなコミュニケーションが必要不可欠と考え、企業との定期的な対話を維持するよう努めています。また、企業文化や戦略に影響を与え、経営陣を選任する取締役会が極めて重要であることを認識した上で、経営陣との話し合いを補完するために、あえて社外取締役との定期的な会議を設けるようにしています。
- 投資先企業と個別に対話することに加え、志を同じくする運用会社やアセットオーナーとの協働エンゲージメントや各種イニシアチブに参加することは、広く資産運用業界における基準を引き上げ、優れた実践方法を促進する有効な方法となり得ると考えます。個別企業を含む様々なステークホルダーに対し、ポジティブな影響を及ぼすと考える取り組みに参加しています。

原則 5 : 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである

- MFS では、「MFS 議決権行使に関する方針及び手続」において、議決権行使に関する明確な方針を策定し、これを当社ウェブサイトにて公表しております。ただし、投資先企業の持続的成長につながり、お客様にとって長期的な経済的利益になると判断した場合、当該方針及び手続に準拠しない場合もあります。
- 議決権行使結果については、国内株式については当社ウェブサイト、その他全社的な議決権行使結果については、海外拠点のウェブサイトにて公開しています。

(関連リンク)

議決権行使に関する方針及び手続 :

<https://www.mfs.com/ja-jp/institutions-and-consultants/insights/sustainable-investing/proxy-voting-policies-procedures.html>

国内株式議決権行使指図結果 :

<https://www.mfs.com/ja-jp/institutions-and-consultants/about-mfs/our-impact/stewardship.html>

議決権行使指図結果 (グローバル) :

<https://www.mfs.com/en-us/institutions-and-consultants/resources/service-support/proxy-voting.html?tabname=proxy-voting-records-amp-reports>

※所在地を「UNITED STATES」、属性を「INSTITUTIONS & CONSULTANTS」を選択してご覧ください。

原則 6：機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行なうべきである

- 「スチュワードシップレポート」及び「持続可能な投資アニュアルレポート」を作成し、当社ウェブサイトの「責任ある投資家としての取り組み」のページにて公開しております。
- 当該レポートでは、議決権行使に係る情報や具体的なエンゲージメントの事例についてご報告しております。

(関連リンク)

責任ある投資家としての取り組み：

<https://www.mfs.com/ja-jp/institutions-and-consultants/about-mfs/our-impact/stewardship.html>

原則 7：機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行なうための実力を備えるべきである

- MFS では、経営陣やシニアリーダーによって構成される「MFS サステナビリティ・エグゼクティブ・グループ」が、サステナビリティ戦略とガバナンスを主導し、「サステナブル・インベストメント&スチュワードシップ委員会」、「クライアント&コーポレート・サステナビリティ委員会」、「議決権行使委員会」という運営組織による監督の下、機動的で一貫性を保ちながらサステナビリティに関する重要な課題に取り組んでいます。株式及び債券の運用プロセスに財務的に重要な ESG 課題の体系的な組み込みやエンゲージメントの目標や優先順位を設定等、統合的なアプローチを構築しています。また、企業の持続可能性へのエンゲージメントを効果的に行い、適切な説明責任を維持するため、強力なガバナンス体制の構築を進めています。
- ESG インテグレーションを推進するために、運用部門内に、サステナブル投資推進グループを設置し、ESG インテグレーション戦略と実行に関するガイダンスとフィードバックを提供しています。また、サステナビリティに関わる主要な課題への取り組みを主導するために、「気候変動」、「社会的影響」、「ガバナンス」、「ソプリリスク」の 4 つのワーキング・グループを組成し、運用チーム内での議論を活性化し、投資の意思決定プロセスや企業とのエンゲージメント戦略に役立つ実践的なフレームワークを構築しています。
- 特に ESG に関しては、ESG 要素やトレンドを評価する際にリスクと機会の両方を考慮し、運用チームが銘柄レベル、ポートフォリオレベルで ESG 関連リスクを管理できるように体系的なプロセスを導入しています。そのアプローチの一環として、MFS のすべての株式・債券戦略は、独自の社内リサーチや視点に基づく見解を運用担当者に提供する年次サステナビリティ・レビューを受けています。
- さらに、運用部門では、定期的にあセットオーナーやアセットマネジャー、学術研究者、その他業界のステークホルダー等、幅広い分野の外部プレゼンターを招く「Sustainability Speaker Series」を開催し、サステナビリティの課題に関連する最新かつ広範な知見を習得する機会を設けています。
- MFS では、サステナビリティがコーポレート・アイデンティティの中核を成しています。真の ESG インテグレーションを実現するには、運用チームだけでなく、全社的な参画が必要だと考えています。運用担当者以外の社員にもサステナブル投資への理解を深める機会を提供するため、全役職員向けのサステナビリティに関する包括的なトレーニングプログラムを開発しました。プログラムには、サステナブル投資の歴史、発展、現状を網羅した基礎、中級、上級の学習コースが用意され、カリキュラムには、ESG インテグレーションとスチュワードシップを通じたサステナブル投資に対する MFS のアプローチについての詳しい情報や、発展する ESG のトピック、トレンド、リサーチに関する考察が含まれます。

以上より、原則 1～7 の各項目への対応は適切に行われていると評価しております。



本資料は、情報提供を目的としてマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー（MFS）及び当社が作成したものであり、勧誘を目的としたものではなく、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。本資料は、MFS又は当社が信頼できると判断したデータ等に基づき作成しましたが、その正確性及び完全性を保証するものではありません。本資料は、作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。本資料は具体的な商品をご説明するものではありませんが、当社が提供する金融商品は、市場における価格の変動等により、元本欠損が生じる場合があります。また、お客様にご負担いただく手数料等は、各商品、サービスにより異なり、運用状況等により変動する場合がありますため、予め金額または計算方法等を表示することはできません。ご投資に際しては、必要に応じて専門家にご相談の上、最終的な判断はお客様ご自身でなさるようお願い致します。本資料に基づいてとられた投資行動の結果については、MFS及び当社は一切責任を負いません。詳しくは契約締結前交付書面、その他の開示資料等をお読みください。

MFSインベストメント・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第312号

加入協会：一般社団法人 投資信託協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会